

新たな計画の基本的考え方(案)

総合部会調査審議分野 第3章 基本施策 抜粋及び関連制度個表

平成23年5月23日（月）
沖縄県振興審議会
第2回総合部会

第3章 基本施策

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して (4)社会リスクセーフティネットの確立

P35～P36

県民が安全・安心に暮らせる社会をつくっていくため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるとともに、県民の生命、身体及び財産を災害などの社会リスクから守るため、災害に強い県士づくりと防災体制の強化を図る。

ア 安全・安心に暮らせる地域づくり

沖縄県民を様々な事件・事故等から守るために、対策に必要な施設の整備や適切な管理運営、関係機関等との連携体制の強化を図る。

このため、地域安全対策については、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組むとともに、社会情勢の変化に伴って多様化する犯罪に迅速・的確に対応する。また、警察安全相談体制の充実や犯罪被害者に対する支援活動等を推進するとともに、人材育成や施設整備など警察基盤の整備充実を図る。

また、DV（家庭内暴力）相談機能等の充実については、配偶者暴力相談支援センターの拡充や関係機関等との連携体制の強化を図る。また、被害者への支援に向けた取組と併せて、DVの防止に向けた広報啓発を図る。

さらに、交通安全対策については、関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推進するとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」の更なる普及・浸透を図るため、県民一丸となった取組を推進する。また、幹線道路や生活道路において交通安全施設等を重点的に整備するとともに、最先端の情報通信技術を活用した高度道路交通システム（ITS）の推進を図るなど、交通安全施設等整備を推進する。

あわせて、消費生活安全対策については、安全の確保に向けた市町村相談窓口の拡充を促進するとともに、消費者への啓発・教育事業を強化し、被害の未然防止と早期救済を図る。

また、健康危機管理体制の強化については、感染症等の発生予防及びまん延防止体制を確保するため、国や関係機関との連携強化及び防疫体制の強化に向けた関係機関の機能確保を図るとともに、感染症や環境汚染対策、危険性生物対策等の諸問題に関する調査・研究及び情報発信を推進することで、国内のみならず、東アジアや東南アジア諸国の健康危機管理対策に貢献する。

第3章 基本施策

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して (5)米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題

P38～P39

米軍基地から派生する諸問題の解決促進に向け、日米両政府に対し様々な事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的見直し等を求めるとともに、国の責任において、不発弾処理対策を推進するなど、戦後処理問題の解決に取り組む。

ア 米軍基地から派生する諸問題への対応

後を絶たない米軍人等による事件・事故や、日常的な航空機騒音被害、演習等による原野火災及び自然環境破壊など、米軍基地から派生する様々な問題が県民生活に多大な影響を与えており、関係機関と連携して日米両政府へ対策を求める。

このため、米軍人・軍属等による事件等については、人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀粛正措置を図るとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じるよう求める。

また、航空機騒音については、「航空機騒音規制措置」の厳格な運用を求めるとともに、現在実施されている米軍再編に伴う訓練の一部移転による負担軽減効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じるよう求める。また、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も対象とするなど、防音対策の強化・拡充を求める。

米軍の演習等については、訓練・演習の具体的な内容の事前公表と事故調査結果の速やかな公開を求めるとともに、演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、抜本的かつ実効性のある措置を継続的に講じるよう求める。

日米地位協定の見直し等に関しては、生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立入を求める。また、米軍施設における水質、大気質、土壤等、環境汚染の監視と未然防止対策を図り、返還前から基地入りによる環境調査及び文化財調査が実施できるよう新たな制度を制定するほか、渉外知事会等と連携し、環境特別協定の締結を含む日米地位協定の抜本的な見直しを求める。また、協定が改定されるまでの間、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、当該結果を迅速に説明するよう求める。

イ 戦後処理問題の解決

戦後処理問題である、不発弾処理対策や所有者不明土地問題等に対する早期解決を図る。

このため、不発弾処理対策については、不発弾探査の加速化・効率化を図るために、不発弾探査の重点地区や加速化の方策等を内容とする沖縄不発弾等対策中期プログラムを策定し、県内不発弾の早期処理に国の責務のもと取り組む。

また、沖縄戦により発生した所有者不明土地問題の抜本的解決については、戦後70年近く経過したいまなお解決には至っておらず、諸問題の立法的解決を促進し、県民の貴重な財産として将来の沖縄のために有効活用を図る。

さらに、沖縄戦没者の遺骨収集については、遺骨収集に係る情報の一元化を図るよう体制を整備し、国においては、遺骨収集に関する中期計画を策定し、組織的・計画的に実施することで、遺骨収集の加速化に取り組む。

第3章 基本施策

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して (7)共助・共創型地域づくりの推進

P41～P42

地域社会を構成する住民や自治会、NPO、企業、行政等の連携により、各世代が共生した共助・共創型のまちづくりを進める。

ア 地域コミュニティの再生と社会参加活動の推進

地域の絆を大切にする共助・共創型のまちづくりを進めるため、地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するとともに、ユイマールの精神で地域社会に貢献する人材の育成等を図ることにより、地域コミュニティの再生及び住民の社会参加活動を促進する。

このため、地域コミュニティの再生による住みよい地域づくりについては、地域社会を構成する住民や自治会、NPO、企業、行政等との連携により、各世代が共生した共助・共創型のまちづくりを目指す。

また、多様な公共サービスの担い手育成については、複雑・多様化する地域の課題を解決するため、企業・NPO等の多様な主体の参画と連携による、ソーシャルビジネスを含む様々な取組の促進と、その担い手となる人材を育成し確保することで、企業・NPO等の活動の円滑化を図る。

さらに、県民の社会参加活動等については、企業・NPO等における、人材や資金の確保、経営ノウハウ等を習得させるなどの活発な活動を支援する。

男女共同参画社会の実現については、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びと責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、女性リーダーの育成や発掘に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくり等を進め、家庭生活と地域・職場等との活動の両立を支援するなど、社会のあらゆる分野へ女性が参画する機会の確保を促進する。また、男女共同参画センター等において、地域の課題につながる実践的な知識習得や意識啓発を行い、男性や子どもも含めた幅広い年齢の多様な立場の人々が参加し地域コミュニティの再生に取り組む。

第3章 基本施策

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(13)駐留軍用地跡地の利用促進

P79～P81

大規模な基地返還跡地の有効利用により、基地の存在による都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編や本県の自立的発展につなげるため、早期の跡地利用計画の策定、中南部都市圏広域跡地の指定と事業実施主体の確立、基地返還跡地と周辺市街地との一体的な整備、産業振興地区の創出、返還跡地国家プロジェクトの導入、跡地における風景づくりの推進に取り組む。

ア 早期の跡地利用計画の策定

基地の返還後、速やかに事業着手するために、県及び関係市町村においては、返還前からの基地立入による文化財調査、自然環境調査を実施して跡地利用計画を策定し、地権者等の合意形成を早期に図る。国は、土地引渡前に新たな制度に基づき原状回復措置を徹底して行う。

イ 中南部都市圏広域跡地の指定と事業実施主体の確立

中南部都市圏における大規模な基地跡地は、将来都市構造を踏まえて広域的な観点から一体的な整備を行う必要があり、中南部都市圏広域跡地（仮称）として一括して指定した上で、国により事業実施主体を確立し、返還前からの基地内環境調査・文化財調査の実施及び用地先行取得、返還後の基盤整備、地権者への給付金支給等の事業を行う。

ウ 基地返還跡地と周辺市街地との一体的な整備

周辺密集市街地と返還跡地の一体的な整備や大規模な基地返還跡地内への道路建設により必要となる既成市街地内の関連道路等の整備を行う。

エ 産業振興地区の創出

中南部都市圏域の米軍基地が、本県の経済発展を図っていく上で大きな障害となっていることを踏まえ、沖縄の自立的経済の構築に向け、跡地内に新たな産業拠点の形成を図る。

オ 跡地における風景づくりの推進

戦争により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、基地内に残る貴重な自然緑地の保全等、世界に認められるような沖縄らしい新たな風景の創出に取り組む。

県民や観光客などすべての人に優しいユニバーサルデザイン化の視点による新たな都市空間の形成を行うとともに、跡地利用に向けた整備によって、地球温暖化問題にも貢献できるよう、持続可能な開発を行う。

カ 返還跡地国家プロジェクトの導入

大規模な基地返還跡地の着実な基盤整備と有効な土地利用を推進するため、平和希求のシンボル及び広域防災拠点機能を備えた国営大規模公園の整備、中部縦貫道路(仮称)、宜野湾横断道路(仮称)等、跡地を活用した骨格的な道路網の整備、アジア・太平洋地域の交流拠点及び国際貢献拠点の核となる高次都市機能の導入などの返還跡地国家プロジェクトの導入に取り組む。

キ 新たな調整機関の設置

基地跡地利用の促進については、国・県・関係市町村の連携が不可欠であるため、関係機関が連携し、計画的に跡地利用を進めていくための新たな調整機関を設置する。調整機関は、跡地利用計画に基づく基盤整備に関する業務等について事業実施主体と協議を行い、駐留軍用地の有効かつ適切な利用を促進する。

第3章 基本施策

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して (14)政策金融の活用

P81

沖縄21世紀ビジョンの実現には、地域産業の振興や新たな産業分野の創出、離島等の地域振興、大規模な基地返還跡地の開発等、多額の資金需要が見込まれることから、沖縄振興一括交付金などの財政支援に加え、民間投資を一層促進するための円滑な資金供給の仕組みが必要不可欠である。

このため、沖縄振興開発金融公庫においては、現行組織の維持存続を図った上で、民間金融との協調・連携のもと、沖縄21世紀ビジョンの実現に資する金融支援制度の整備や民間企業等による各種制度の活用促進など、総合政策金融機関としての役割が期待される。

第3章 基本施策

4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して P82～P87

経済のグローバル化が進んでいる今日において、沖縄の持つ地理的・歴史的特性は、諸外国・地域との経済、学術、文化等の各分野で交流と連携を深め、ともに発展していくという取組の中でより發揮される。

このため、沖縄の特性を生かした世界との交流ネットワークを構築し、国際感覚を有した人材の育成や多文化共生型社会の構築など、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる環境づくりのほか、空港や港湾等の交流に必要な基盤整備を行い、本県の自立的発展のみならず、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する人・知識・文化が融合した海邦交流拠点の形成を図る。

また、亜熱帯・島しょ性の地域に適合した沖縄独自の農林水産技術、建設技術等に関する技術協力の推進やアジア・太平洋地域の共通課題である水・環境・エネル

ギー等の課題解決に資する研究交流・共同研究の推進など、科学技術・学術交流分野において沖縄から国際社会に対して情報発信・技術貢献等を推進する。あわせてアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に向けて、国際機関や災害救助等の活動拠点や平和協力外交拠点の形成を図る。

こうした我が国やアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に資することを基調とする交流と貢献の姿勢の下、21世紀の国際社会における本県のみならず我が国新たな活路を切り開くとともに、国際社会における信頼と協調体制の構築に取り組んでいく。

(1) 世界との交流ネットワークの形成

世界のウチナーンチュネットワークをはじめとする国際的なネットワークの形成・活用や、グローバル社会に対応できる人材育成等を推進するとともに、国際的な交通ネットワークの拡充等、国際交流拠点としてふさわしい基盤を整備し、多様な交流を積極的に展開することにより、本県の自立的発展のみならず我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する海邦交流拠点の形成を図る。

ア 国際ネットワークの形成と多様な交流の推進

国際交流拠点の形成を図るためにには、交流の基盤となるネットワークを強固なものにするとともに、本県の地域的・歴史的背景を生かし、国際社会との多元的な交流を展開していくことが必要不可欠であることから、様々な分野で県民各層参加の下に、交流施策の展開を図る。

このため、世界で活躍している県系人に加えて「沖縄」をキーワードに集う各界各層関係者を取り込んだ世界のウチナーンチュネットワークを強化するとともに、県内外において次世代のネットワークの担い手を育成し、ネットワークの継承、拡充を図る。

また、観光交流については、国際会議等を積極的に誘致し、「頭脳人材」の交流を促進するとともに、国際的な誘客活動を強化する。

さらに、学術・文化・友好親善等、様々な分野での国際交流を推進するため、

アジアを中心とする諸外国人の人々の招聘や、沖縄の若者等の海外派遣等に積極的に取り組み、県民の国際理解の促進と海外県系人社会の活性化を図る。

あわせて、沖縄県出身移住者子弟等を県内の大学等で受け入れ、県民との交流を深め、沖縄や日本の文化の理解を促進するほか、友好親善の推進に寄与する人材の育成を図る。

また、多方面での経済交流の拡大を図るため、県内企業の海外進出や県産品の販路拡大、海外からの企業誘致、国際観光の推進等に取り組むとともに、民間経済交流団体と連携した取組を強化する。

さらに、農林水産業、建設産業、水道事業、環境などの分野において、亜熱帯性・島しょ性気候に適合した特色ある沖縄独自の技術やノウハウを生かし、アジア・太平洋地域等との人的交流等を通して、技術による国際ネットワークの構築を官民一体となって推進する。

イ 世界と共生する社会の形成

世界に開かれた交流と共生の島「沖縄」を実現するため、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進し、国際交流拠点にふさわしい社会づくりを推進する。

このため、若い世代が文化・教育交流を通してお互いの文化を理解し合うとともに、多様な人材の育成を図るため各分野から海外の学校へ留学生を派遣し、県外・海外で活躍できる国際感覚を身につけた人材を育成する。

また、次世代の沖縄の発展を担う児童生徒がグローバルな視野に立ち、積極的に国際社会へチャレンジしていく環境を整備するため、英語、中国語等の他言語教育の充実、実践的なコミュニケーション能力の向上等を推進する。さらに、中高校生等を対象とした海外文化交流や、アジア、欧米諸国への留学制度の充実を図る。

さらに、在沖外国人の地域社会参画への支援や、沖縄での生活に関する各種相談業務等の実施、県民による異文化理解や国際理解等の醸成等を推進し、県民と外国人が共生する多文化共生型社会を構築する。

ウ 国際交流拠点の形成に向けた基盤の整備

世界を結ぶ架け橋としての交流を通して、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾及び交通ネットワーク等の強化など、国際交流拠点の形成に必要な基盤を整備する。

このため、那覇空港の滑走路増設については、早期供用開始に向けて整備を進めるとともに、国際線旅客ターミナルの整備、国内線旅客ターミナルの増設等、空港機能の強化に取り組むほか、離島地域では、拠点となる空港の国際線の受入機能を整備する。

港湾については、大型化する船舶に対応した岸壁やターミナルビル等の整備、観光リゾートにふさわしいユニバーサルデザインの港湾施設の整備を推進する。国際的な交通ネットワークの拡充に向けて、格安航空会社（LCC）を含めた新規航空会社の参入促進やチャーター便、クルーズ船の誘致に取り組む。

また、県内案内表示の多言語化等、観光地・施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、大規模な国際会議等に対応できる全天候型多目的施設等の整備を推進する。

(2) 国際協力・貢献活動の推進

本県がこれまで培った経験や知識を生かした国際協力・貢献活動を行うとともに、国際的な災害援助拠点の形成を図るなど、沖縄が我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与できる優れた技術を有した地域へと発展する。

ア アジア・太平洋地域の共通課題に対する情報発信、技術移転、人材育成、共同研究等の推進

アジア・太平洋地域の国際的な課題の解決に向け、本県が地理的な特性とこれまで培った経験や知識を生かし、様々な分野においてアジア・太平洋諸国への協力・貢献を図る。

このため、沖縄の地域に根づき世界に開かれた研究開発・交流拠点の基盤づくりを推進し、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、国立沖縄工業高等専門学校、

公設試験研究機関、県内民間企業をはじめとする国内外からの研究機関等との研究交流を促進するとともに、国内外からの研究者・科学者等が快適に暮らせる生活環境の整備に努め「頭脳人材」の戦略的な誘致を図る。また、世界の科学技術の発展に寄与するため沖縄科学技術大学院大学の整備・拡充に努め、同大学院大学等による優れた研究開発成果を国際会議の開催等を通して広く世界へ向けて発信し、本県の振興とアジア・太平洋地域への貢献につなげる。

また、日米クリーンエネルギー技術協力の一つとして実施される、沖縄・ハイククリーンエネルギー協力を通して、島しょ地域での再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー技術の発展を目指した国際協力拠点の形成を推進する。

さらに、沖縄ＩＴ津梁パークにアジアＩＴ研修センター（仮称）を整備するとともに、アジアＯＪＴセンターの機能強化を図り、アジアと我が国双方のＩＴビジネスを結びつける幅広い人材育成支援事業を展開するほか、国内外の研修関係機関との連携強化を図る。

あわせて、国立感染症研究所サテライトオフィスや、健康危機管理情報センター等の設置を図り、蓄積されたノウハウを類似の気候条件を有する東南アジア諸国へ提供し、連携・協力を図る。

また、蒸暑地域に適した環境共生、省エネ、スマートグリッドなどの先端技術や、東アジアに頻発する地震、津波、台風等の自然災害に対して安全・安心な住宅・まちづくり技術の研究開発を推進し、アジア・太平洋地域の共通課題に対する情報発信、技術移転、人材育成、共同研究等を行う研究機構の設置を促進する。

さらに、亜熱帯性気候や島しょ性環境に適合した沖縄独自の技術・ノウハウ等を有する農林水産業、水道事業等の分野について、アジア・太平洋地域の途上国等に対して、積極的な情報提供、技術協力等を進める。

こうした技術交流・国際貢献を効果的に推進するに当たり、国際的なネットワークを有するＪＩＣＡ沖縄国際センター等、国の機関との連携体制構築は不可欠であり、こうした機関との連携・協力関係のもと、本県が目指す国際協力・貢献拠点の形成を実現する。

イ 国際的な災害援助拠点の形成

沖縄に国際的な災害援助拠点を形成し、アジア・太平洋地域で大規模災害が発生した際には、迅速に緊急援助隊を派遣するなど、アジア・太平洋地域の平和と安全への貢献を図る。

このため、国際的な地震・台風等研究施設、防災教育施設及び災害医療・救急医療の基幹医療施設の誘致等を図り、アジア・太平洋地域における防災・医療技術の人材育成と情報発信に向けた取組を促進する。

また、国際緊急援助隊の本部や援助物資の備蓄基地などの県内誘致等により、国際緊急援助の拠点形成を目指す。

ウ 国益に資する平和協力外交の展開

平和を希求する「沖縄の心」を内外に強く発信することにより、沖縄が平和協力外交地域として国際社会への認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献する。

このため、沖縄平和賞の県内外への一層の広報活動を展開するほか、沖縄県平和祈念資料館と他の平和資料館等とのネットワーク化や、平和の礎への追加刻銘の実施など、沖縄の歴史と風土の中で培われた平和の心を広く国内外へ発信する。

また、様々な平和・人権問題を抱えるアジア地域において、我が国が果たす役割は大きいことから、東アジアの中心に位置する沖縄に平和や人権問題に関する調査研究や問題解決に向けた情報発信等を行うための平和・人権問題研究所を設置する。

さらに、アジア・太平洋地域の平和を希求する沖縄が、国際的な安全保障会議や平和外交交渉等の開催拠点として貢献するため、国際機関等の誘致に加え、平和に貢献する政府間協議や多国間会議等の開催誘致に努める。

第3章 基本施策

5 多様な能力を發揮し、未来を拓く島を目指して (6)地域社会を支える人材の育成

P97～P98

イ 地域づくりを担う人材の育成

沖縄の各地域に息づく自然や歴史、人材などの資源等を活用し、住民とともに地域づくりを主導する人材の育成に努める。

このため、沖縄県地域づくりネットワークを活用した地域づくりを担う人材の育成等を促進するとともに、農山漁村、商店街等の活性化に資する必要な知識や技術の習得のための支援を行うなど、各地域において主体的に地域づくりを行う人材の育成を図る。

制度名	健康危機管理体制の確立	分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して	国際貢献	14 (新規)
基本政策	(4) 社会リスク・セーフティネットの確立		

I 提言の概要

提言目的	沖縄県における健康危機管理体制を強化することにより、 ① 日本の南の玄関口として日本本土に流入する感染症等の健康被害の防疫を強化する ② 亜熱帯性気候を有する地域の感染症等健康被害対策の課題について、調査・研究を通して解決策を提案することにより、東南アジア等近隣諸国の健康危機管理に貢献する ③ 島しょ性を有する沖縄県において必要な健康危機管理体制を実現する
	—
提言内容	—
	—
その他	① 健康危機管理情報センターに係る施設整備に対する助成 (試算：約 16 億円)
	① 国立感染症研究所、国立環境研究所等、国の機関のサテライトオフィスを設置 ② 亜熱帯性気候を有する東南アジア等近隣諸国の衛生担当者、研究者等との交流制度を創設

II 提言の必要性

沖縄県においても全国と同様に厚生労働省のガイドラインに基づき、保健所を中心に健康危機管理体制が構築されているが、沖縄が抱える島しょ性、亜熱帯性気候、アジア諸国との連続性などの特殊事情に十分に対応できていないこと、また、本県の特殊事情に対応した健康危機管理体制を構築することにより、国の防疫強化につながること、あわせて調査研究を推進することにより、近隣諸国を含め東南アジア地域への国際貢献に繋がることが必要性としてあげられる。

担当部課	福祉保健部 福祉保健企画課	連絡先	098-866-2164
------	---------------	-----	--------------

制度名	沖縄戦による不発弾・民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設	分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全安心に暮らせる島を目指して	戦後処理	15 (新規)
基本施策	(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決		

I 提言の概要

提言目的	沖縄戦による不発弾・民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度を創設し、国の責務により戦後処理問題の大きな課題である沖縄県内の不発弾処理を、公共工事、民間工事の別を問わずに完全に実施することで、県民の生命・財産を守り安全・安心な暮らしを確保する。		
税の特例	—		
規制緩和	—		
金融支援	—		
その他の 財政措置	① 民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担《新規》 (試算: 年間約 55 億円)		
その他	—		

II 提言の必要性

県内には、今なお、約 2,200 トン余の不発弾が埋没していると推測され、年間約 30 トンを処理する今のペースでいくと、完全処理に約 70 年余かかると推測されている。平成 21 年度までの陸上自衛隊の不発弾処理状況によると、全国の 3,309 トンに対して、その内 1,613 トン、約 5 割を沖縄県が占めている。公共工事、民間工事の別を問わず国の責務で処理すべき。

担当部課	知事公室 防災危機管理課	連絡先	098-866-2143
------	--------------	-----	--------------

制度名	沖縄戦による所有者不明土地の解消及び 真の所有者補償制度	分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全安心に暮らせる島を目指して	戦後処理	16 (新規)
基本施策	(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決		

I 提言の概要

提言目的	沖縄県及び所在市町村は、復帰特別措置法に基づいて所有者不明土地を管理しているが、発生する権利関係の諸問題に対応できないため、抜本的解決策としての法整備と真の所有者等の救済を目的とする補償制度を創設して、所有者不明土地問題の抜本的解決を図ることを目的とする。		
税の特例	—		
規制緩和	①発生する諸問題を抜本的に解決するとともに、真の所有者を保護し、県土の有効活用にも資する、復帰特別措置法第62条に代わる新たな立法措置《新規》		
金融支援	—		
内容	財政措置	①所有者不明土地の総合調査費用の全額国庫負担《新規》 ②真の所有者等への補償費用の全額国庫負担《新規》	その他
その他	その他	—	—

II 提言の必要性

所有者不明土地は、太平洋戦争の沖縄戦で公図・公簿が焼失したため発生した、所有者が判明しない土地であり、沖縄県及び所在市町村は復帰特別措置法第62条に基づき真の所有者への管理義務がある。

しかし、戦後60余年を経た現在においても、未だ所有者不明土地が多く残っており、長い年月と共に土地所有権を証明する証拠の確保は困難を極め、将来的に返還が進展する見込みがつかない状況にある。

管理にあたり所有者不明土地の占有者や借地人との間で権利関係の問題が発生しているが、処分権等を有しない管理者では、管理の目的を果たせない状況にある。

以上の諸課題の抜本的解決を図るために法整備や第三者による時効取得等により返還できない場合等に対応する真の所有者のための補償制度の創設が求められる。

担当部課	総務部 管財課	連絡先	098-866-2106
------	---------	-----	--------------

制度名	沖縄戦による遺骨収集の国による取組強化	分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して	戦後処理	17 (新規)
基本政策	(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決		

I 提言の概要

提言目的	沖縄戦による戦没者の遺骨収集の迅速化を図るため、情報センター（仮称）を設置し、県・市町村・民間団体等の遺骨情報を一元化するとともに、中期計画を策定し組織的、計画的に遺骨収集を実施する。併せて、民間、ボランティア団体等に対する支援制度を創設する。		
税の特例	—		
規制緩和	—		
内容	—		
金融支援	—		
その他の財政措置	① 遺骨収集に関する情報センター（仮称）を設置し、県・市町村・民間団体等の遺骨情報を一元化 ② 民間ボランティア団体等の遺骨収集に対する支援		
その他	① 遺骨収集の迅速化を図る観点から、国において遺骨収集に関する中期計画を策定		

II 提言の必要性

沖縄戦において 188,136 人が戦没し、戦後、遺骨収集が進められてきたが平成 22 年 3 月末現在で 3,852 柱が未収骨となっている。毎年約 100 柱が収骨されているが、遺族や戦争体験者等の高齢化により情報収集が困難になっているため、国において組織的、計画的に遺骨収集の迅速化を図る必要がある。

担当部課	福祉保健部 福祉・援護課	連絡先	098-866-2177
------	--------------	-----	--------------

制度名	駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	駐留軍用地 跡地利用	44 (新規)
基本施策	(13) 駐留軍用地跡地の利用促進		

I 提言の概要

提言目的	駐留軍用地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地の跡地利用に伴う特別の措置を講じ、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進することを目的とする。		
税の特例	<p>①公共用地先行取得等の推進制度の創設《新規》 - 用地先行取得に係る所得控除対象額の引き上げ制度</p>		
規制緩和	—		
金融支援	—		
提言内容	財政措置	<p>①公共用地先行取得等の推進制度の創設《新規》 - 地方公共団体等に対する無利子融資等制度</p> <p>②新たな事業手法制度の創設《新規》 - 学校等公共施設建設に対する行財政措置制度 - 基地跡地と周辺市街地との一体化事業制度</p> <p>③跡地における風景づくり制度の創設《新規》</p> <p>④返還跡地国家プロジェクトの導入《新規》 - 国営大規模公園・鉄軌道系交通システム・骨格的道路網・高次都市機能</p>	
その他		<p>①返還前の埋蔵文化財・環境調査及び染等に関する原状回復措置撤底の制度化《新規》</p> <p>②給付金制度の見直し(新たな給付金制度の創設)《新規》</p> <p>③中南部都市圏広域跡地(仮称)指定及び同跡地の事業実施主体の確立《新規》</p> <p>④公共用地先行取得等の推進制度の創設《新規》 - 県・市町村等への国有財産譲与・無償貸付制度 - 国の用地先行取得の制度化(国の基金設置)</p> <p>⑤新たな事業手法制度の創設《新規》 - 市街地整備事業における大規模集約換地制度 - 大規模公共施設や産業振興地区の用地確保のための用地の一律先行取得制度</p> <p>⑥跡地における産業振興地区制度の創設《新規》</p> <p>⑦跡地における風景づくり制度の創設《新規》</p> <p>⑧返還跡地国家プロジェクトの導入《新規》 - 国営大規模公園・鉄軌道系交通システム・骨格的道路網・高次都市機能</p> <p>⑨跡地利用推進のための調整機関の設置《新規》</p> <p>⑩自衛隊施設用地要新たな法制度の対象とすること《新規》</p>	

II 提言の必要性

これまでの基地跡地の整備により明確となってきた課題への対応と、米軍再編に伴う嘉手納飛行場より南の大規模な米軍施設・区域の返還跡地の円滑なる開発、及び返還跡地利用を沖縄の発展につなげる「沖縄21世紀ビジョン」の実現のため、沖縄振興費と別枠での予算確保と様々な行政財政上の措置、中南部都市圏の跡地における事業実施主体の確立、基地返還跡地と周辺市街地との一体的な整備、給付金制度の見直し、国営大規模公園等の返還跡地国家プロジェクトの導入等を盛り込んだ、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律を制定する必要がある。

担当部課

企画部 企画調整課

連絡先

098-866-2026

制度名	沖縄振興開発金融公庫の存続	分野名	整理番号
将来像	3希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	45 (継続)
基本施策	(12) 政策金融の活用		

I 提言の概要

提 言 目 的	沖縄の産業の振興開発に寄与する大規模プロジェクトや県内企業の事業基盤強化に資する資金の安定供給		
	税 の 特 例		
	規 制 緩 和		
	金 融 支 援		
	財 政 措 置		
内 容	そ の 他	そ の 他	沖縄振興開発金融公庫の有する総合政策金融機関としての現行の機能及び組織形態を平成24年度以降も存続。

II 提言の必要性

今後、引き続き自立型経済を構築し、沖縄の未来像である沖縄21世紀ビジョンを実現するためには、空港や港湾、鉄軌道などといった交通インフラ分野等の社会資本整備やCO2削減に向けたエネルギー分野への民間投資、駐留軍用地の跡地利用等大規模で回収に長期を有する民間投資が想定され、加えて、セーフティネット機能や新規事業支援等幅広い資金需要に対応するため、本県の特殊事情に配慮した迅速且つきめ細やかな政策金融支援が引き続き必要である。

担当部課	企画部 企画調整課	連絡先	098-866-2026
------	-----------	-----	--------------

制度名	アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成による国際貢献	分野名	整理番号
将来像	4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して	国際貢献	46 (新規)
基本施策	(2) 国際協力・貢献活動の推進		

I 提言の概要

提言目的	沖縄をアジア・太平洋地域の災害援助拠点として位置付け、国内の防災・医療分野の人材、施設等を沖縄に一体的に集積し、国際緊急援助隊を沖縄に常設配備するなど災害援助、周辺諸国の人材育成、防災・医療技術の供与等を通して、アジア・太平洋地域の平和と安全に貢献する。		
	税の特例		
	規制緩和		
	金融支援		
提言内容	財政措置	①消防広域化のための財政措置財政支援措置《新規》	
	その他	①国際緊急援助隊の常設配備と同本部の県内誘致《新規》 ②国際的な災害医療・救急医療の基幹医療施設の県内誘致《新規》 ③ドクタープレーン、ドクターヘリ、病院船等の県内配備《新規》 ④国際的な防災教育・訓練施設の県内誘致《新規》 ⑤国際的な台風、地震、津波等の災害に関する研究施設の県内誘致《新規》 ⑥国際医療協力等を担う看護師の育成事業を中心とした人材育成制度の創出《新規》	

II 提言の必要性

日本の国際的なプレゼンスの向上により、成長著しいアジア諸国との互恵関係の構築に貢献する。また、アジア・太平洋地域の中での沖縄の役割向上とともに国際的な人的交流、経済交流、知的財産の集積等により、沖縄の経済振興につながる。沖縄は台風・地震、津波を研究するには最適な位置にあり、世界最高水準の科学技術が集う沖縄科学技術大学院大学との連携により、先進的な研究成果が期待できる。

担当部課	知事公室 防災危機管理課	連絡先	098-866-2143
------	--------------	-----	--------------

制度名	「平和・人権問題研究所」の設置	分野名	整理番号
将来像	4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して	国際貢献	47 (新規)
基本政策	(2) 国際協力・貢献活動の推進		

I 提言の概要

提言目的	多様な平和・人権問題を抱えるアジア地域において、我が国の果たす役割が大きいことから、アジア地域に近い沖縄に平和や人権問題に関する研究・解決促進のための平和・人権問題研究所を設置することにより、「平和協力外交地域」の形成を図り、アジア・太平洋地域の持続的発展安定に貢献する。		
税の特例	—		
規制緩和	—		
金融支援	—		
その他の内容	財政措置	①国による「平和・人権問題研究所」の設置及び運営に係る経費の負担。	
	その他	②平和・人権問題研究所を中心に国内外の平和資料館、沖縄平和賞を受賞した団体及び「人間の安全保障」に係る活動をしているNPO法人等をネットワーク化し、それぞれの情報を整理し、平和の情報として発信する。	

II 提言の必要性

悲惨な戦争を体験した沖縄を、平和を願う県民及び国民の心を象徴する地域として、我が国のアジア地域における平和・外交の拠点とすることは、国益に大きく寄与する。

内外の平和資料館及び「人間の安全保障」に係る活動をしているNPO法人等をネットワーク化し、平和及び人権に関する研究の成果を発信することで、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献する。

東南アジアに近い沖縄に平和を発信する拠点を整備することにより、平和協力外交地域の形成に資する。

担当部課	環境生活部 平和・男女共同参画課	連絡先	098-866-2500
------	------------------	-----	--------------

